

きらら保育園入園のしおり

(事業所内保育所)

きらら保育園保育理念

- ◎「全ての子どもを我が子!」のように、深い愛情をもって接します。
- ◎「子どもの能力は無限大!」個々の能力を引き出し、伸ばせるようにします。
- ◎「国際的にも活躍!」出来るように、幼児期からの英語教育を大切にします。

『 基本方針 』

- * 徹底的に家庭をサポートします。
- * 徹底的に子どもの育ちをサポートします。



- ◎意欲をもって考え、主体性を育てる。
- ◎健康で元気な子供を育てる。
- ○誰とでもしっかり挨拶出来る子どもを育てる。
- ◎やさしい思いやりのある心を育てる。
- ◎自分の考えや気持ちを素直に表現できる

子どもを育てる

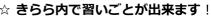
ところ

秋田県秋田市大町2丁目5-1 株式会社きららホールディングス

きらら保育園かんとう通り

TEL (018) 895-7267 FAX (018) 895-7268





ピアノ・ヴァイオリン・そろばん・習字(希望者のみ有料)

- ☆ 施設内に大ホールがあり、運動会などの行事も天候・気温を気にせずに行う事が出来ます。
- ☆ **英語になじむ**ため、外部の英語指導資格者を招いて、定期的 に英語教室を開催します。(月1回程度)
- ☆食物アレルギーでも大丈夫!完全給食。

栄養士が献立を作成しております。

- ☆ 保育の基本は大人や子ども同士のかかわりとし、 おじいちゃん おばあちゃんや、学童クラブとの交流も大切にします。
- ☆ 表現活動(感触遊び・描画・うた・ごつこ・話・聞くなど) を 大切にしています
- ☆衛生管理をしつかりとしています!

手洗いうがいの習慣づけ

園内・玩具の清掃・消毒を徹底しています。



保育の内容

赤ちゃんの時から一人ひとりを大切にして、基本的信頼感を育み、自己肯定感を養います。 そして身近な大人や 友だちと遊びや活動を通じた実体験と豊かな生活の中で、人間として「生きる力」 《自分を大切にする力・意欲的に生活し遊ぶ力・自分を豊かに表現する力・自律する (自分をコントロールする)力・人と関わる力》 を培う保育を行います。

健康でたくましいからだづくり

☆歩く、走る、登る、跳ぶ、ぶら下がるなど乳幼児期に体験しておきたい基本的な動きを経 験し、自らのものにしていきます。

(園外保育、リズム運動、ボール遊び、遊具など)

☆家庭との連携を大切に、子どもの生活を24時間まるごととらえ、保育園での午睡を行い、 家庭での早寝・早起きを助け、規則正しい生活リズムの確立を促します。

豊かな戸外遊びを

☆外気のもとで土や水と戯れ、自然に触れて、四季の 移り変わりを身体全体で感じながら、 豊かな感性と五感の働きを育てます。

手指を動かす活動と豊かな表現活動

(身体表現・描画・造形・うた・ことば・絵本)

☆子どもの成長にとって、身体を動かしたり人とかかわったりするほかに、手指をしっかりと



使い自ら主体的に働きかけていく環境も大切にしていきます。

☆乳幼児期それぞれの年齢や発達段階にふさわしい身体表現や描画、製作に取り組み、うたやことば遊び、絵本にも親しんで、多様な表現に出会い、楽しみ、感性を育んでいきます。

食べることを大切に

☆食べることは、子どもの健康な成長発達のためには欠かせないものです。単におなかを満た し栄養を取るといった考えではなく、旬の食材や素材を生かした味付けや食の文化をしっか りと感じられるような料理の工夫をしています。



栽培や食育にも取り組み、作って食べることの楽しさを体験し、食に関する興味関心を育んでいます。

子育てと子育ちの輪づくり

☆子どもが育つためには、多様な人間のかかわりが必要です。 きらら保育園では遊びや活動で達成感を実感し、施設内のおじいちゃん・おばあちゃんや学童クラブのお兄さん・お姉さん達との交流も含め、社会性を身につけていきます。

施設の目的及び運営の方針

_(1) 運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	株式会社きららホールディングス		
事業者の所在地	秋田市大町2丁目5-1		
事業者の連絡先	018-895-7272		
代表者氏名	代表取締役社長 鈴木嘉彦		

(2)施設の概要(令和6年4月1日現在)

種別	事業所内保育所				
名称	きらら保育園	きらら保育園かんとう通り			
所在地	秋田市大町	2 丁目 5-1			
連絡先		0 1 8 - 8 9 5 - 7 2 6 7 0 1 8 - 8 9 5 - 7 2 6 8			
施設長氏名	園長 前崎 美由起				
施設創立	平成22年12月				
		O歳児	1 歳児	2 歳児	合計
利用定員 (2号・3号)	地域枠	6名	6名	6名	3 6名
	従業員枠	6名	6名	6名	30名

(3)施設の構造

園舎	構造	SRC(鉄骨鉄筋コンクリート)造
四 古	延べ	291.32 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室(ほふく室)	1 室	40. 26 m ²
1歳児室	1 室	40.79 m²
2歳児室	1 室	34.73m²
遊戯室(1 F)	1 室	36.83m²
遊戯室(2 F)	1 室	63.7 m²
地下厨房	委託業者 :	株式会社きららライフクリエーション

(5) 職員体制(令和6年4月1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	0 人	
園長代理	1 人	0 人	1 人	
副園長	1 人	1 人	0 人	
主任保育士	1 人	1 人	0 人	
副主任保育士	1 人	1 人	0 人	
保育士	6 人	4 人	2 人	
保育補助	2 人	2 人	0 人	
事務員	1 人	1 人	0 人	

(6)保育を提供する日、及び時間

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで			
/D	保育標準時間	午前7時00分~21時00分		
保育時間	保育短時間	午前9時00分~17時00分(8時間)		
延長保育	保育標準時間	夕:18時~21時		
	保育短時間	朝: 7時~ 9時		
		夕:17時~21時		
開所時間	月~土曜日 午前 7時00分~午後21時00分			
その他	一時預かり			
- で の iii	休日保育(年中無休)			
対象年齢	生後8週間から3歳児未満 (但し、一時預かりは5歳児まで)			

保育園の生活

保育時間

☆午前7:00~午後6:00

☆延長保育 午後6:00~9:00

保育園の1日





- ☆各クラスの取り組みが、午前9:30から始まります。
- ☆お休みの場合やご家庭の都合で遅くなる場合は、9:00までに連絡してください。
- ☆月極契約のご利用日数の上限は、月27日となります。



年間行事

月	保育園行事
4月	進級式
	田植え
	さつまいも苗植え
5月	☆森林体験 男鹿の森
	(3・4・5 歳児)
	トラック協会安全教室
	歯科健診
6月	内科健診
7月	七夕
//3	☆夏祭り
8月	竿燈
9月 さつまいも掘り	
	稲刈り
	☆ 運動会
10月	内科健診
	ハロウィン
	お泊り会(5 歳児)
11月	☆森林体験
12月	クリスマス会
12/3	もちつき
1月	鏡開き
	節分
2月	☆しいたけ栽培
	(3・4・5 歳児)
	ひなまつり
2 日	お別れ会バイキング
3月	☆卒園式(年長児)
	おわかれ遠足(年長児)



*お誕生会・避難訓練・食育週間が毎月あります。

日程は園だよりでお知らせします。

* 英語教室は月1回、サッカー教室は月2回、3.4.5歳児で行います。

* 夏祭り・運動会・クリスマス 会の翌月にイベント材料費とし て 500 円ご請求させていただ きます。

*個人面談は年間1回~2回程 度行います。

*クラスごとに年に1日、☆参 観日、☆発表会を行います。

* ☆印は保護者様参加の行事の 予定です。



入園時提出書類・入園までの準備

入園時提出書類

※消えるボールペンでは書かないで下さい。(例:フリクション等)

書 類 名	提出期限
家庭状況等調査票	
健康保険証(コピー)	
福祉医療費受給者証-マル福- (コピー)	
保育料預金口座振替依頼書	
入園前の健診結果	入園 2 日前 まで
給食情報	
登園予定表	
個人写真取扱誓約書・同意書	
児童票	



持ち物 (月極)

	0 歳児	1 歳児	2 歳以上	
	○連絡帳・シールノート	○連絡帳・シールノート	○連絡帳・シールノート	
		○食事用エプロン	○水筒	
	(適宜)	○水筒・マグ	○歯ブラシ・コップ	
	○食事用エプロン	◯歯ブラシ・コップ	○お箸セット	
毎日持って来るもの	○マグ		スプーン	
	○ハブラシ		フォーク	
			箸	
			○エプロン	
			(食事に必要な場合)	
	○名前タグ	○名前タグ	○紙パンツ	
	○オムツ	○オムツ・紙パンツ	○おしりふき	
	○おしりふき	○おしりふき	(上記は必要な場合)	
	○哺乳ビン	○着替え	○名前タグ	
	○乳首	下着	○着替え	
園に置いておき、都	○沐浴タオル	洋服(2~3 枚)	下着	
度確認して補充して	 ○着替え	 靴下	洋服(2~3 枚)	
もらうもの	下着	 ○避難用靴下	靴下	
	洋服(2~3 枚)		○避難用靴下	
	 靴下			
	 ○避難用靴下			
	 ○ガーゼハンカチ			
	お昼寝用の布団			
園に置いておき、休	シーツ(バスタオル代用でも可)			
みの前に持ち帰り洗				
濯してもらうもの	掛け物 (夏場) バスタオル・タオルケット			
	(冬場)毛布			

保育料・食事代・写真代等について

*保育料

- ・月極契約の最大利用日数は月27日となります。
- ・納付は<u>北都銀行</u>の口座振替でお願いいたします。月末締めの翌月 20 日引き落とし (定休日はその翌日) となります。
- ・期日にお引き落し出来なかった場合、直接保育園事務所にて、現金でお支払をお願い いたします。

*延長保育料

・延長保育料は、1時間につき 200円です。

*食事代

・夕食代と日曜日・祝日の食事・おやつ代は別途かかります。食事は1食300円+税、 おやつは1食50円+税です。

*主食費(従業員枠のみ)

・3~5歳児クラスの主食費は、月額1,000円。副食費は4,500円です。

*写真代

・保育園での生活や遊びの場面を写真にし、インターネットで保護者様に直接注文・購入していただいております。

* 教材費

- ・出席カード・出席シール、連絡帳等は教材費としてご請求させていただきます。
- ☆ 延長保育料・食事代・教材費等は、月の保育料と一緒にご請求させていただきます。

手続き・届け出等について

・妊娠、出産、育休取得、住所・勤務状況・家庭状況に変更があった場合は、届け出が必要です。 (用紙は保育園にもあります)

登園日数について

当園日数の上限は27日となります。お子さまの情緒安定・体調管理の為にも、1週間に 1度はお休みをして一緒に過ごすようにして下さい。

発熱時の登園とお迎えについて

朝、37度以上あるときは、登園前に全身状態をよく見た上で判断してください。登園後、37,5度以上ある場合は、保育園生活が子どもさんにとって負担と考えますので、機嫌、食欲等をみた上でご連絡いたします。38度以上の発熱時には、お迎えをお願いしますので、必ず連絡がとれるようにしておいてください。

★発熱していない場合でも、他の症状(嘔吐、咳、鼻水など)がみられる場合は電話連絡 いたしますのでご了承ください。

感染症を予防するために

感染症は、一人の発生により園全体に広まるため、できるだけ予防をしていきたいと 思いますのでご協力ください。感染症流行時はそのことをお伝えするように努力いたし ますが、疑わしい症状が出た場合は、必ず小児科を受診してから登園してください。

予防接種を計画的に行いましょう。

ワクチンは、病気に対する強力な武器です。ワクチンにより天然痘、ポリオはほとんど 姿を消しましたが、社会的にも、個人的にも予防接種の果たす役割は大きいといえます。 特に妊娠中に風疹にかかると、生まれてくる子どもに影響がでます。また、集団生活の中 では月齢の小さい子どもに感染すると、重症に落ちいりやすいという問題を抱えています。

予防接種は、保護者様が安心して働き続けられるために、また、子どもの育ちを守るために必要です。日頃から、子どもの体調をよく知っている小児科医と相談しながら、計画的におこなってください。

☆ワクチン接種当日はご自宅でお休みして頂いております。

接種後は、必ず保育士に連絡してください。副作用の有無を観察します。

定期健康診断は全員受けましょう。

- ・年2回健康診断を実施します。
- ・健診の結果、異常が見られた場合は、早めに検査及び、 治療を受けてください。
- ・途中入園のお子様は、入園前に健診を受けてください。



緊急時の対応について

(1) 保育中に容体の変化等があったとき、当園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。保育中に容体の変化等があった場合は、保護者様が指定した緊急連絡先へ連絡をし、必要な措置を講じます。

ア内科

医療機関の名称	えのきこどもクリニック
医院長名	榎 正行
所 在 地	秋田市八橋田五郎 2 丁目 13-18
電話番号	018-866-0505

イ 歯科医

医療機関の名称	石田歯科医院
医院長名	石田 達郎
所 在 地	秋田市南通亀の町 5-7
電話番号	018-832-5482

(2) 災害時の対応

ア 避難場所

当園における災害時の避難場所は次のとおりです。

第1避難場所		第2避難場所	
名称 保戸野小学校グラウンド		名称	旭北小学校グラウンド
園からの距離 600 メートル		園からの距離	800 メートル
所要時間 10分		所要時間	12分

イ 引き渡しについて 災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。 なお、 交通機関等に混乱が生じて、保護者様が帰宅困難になることが予想される場合は、 やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

(3) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって保護者様と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

	・解決責任者	f 園 長 前崎 美 副園長 藤田 歩	由起			
	・受付担当者	 園 長 前崎 美 主 任 小山 智	由起江			
当園ご利用相談窓口	・ご利用時間 開所時間内					
	・電 話 番 号 018-895-7267					
	• F A X 018-895-7268					
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。					
	越智 チヱ	旭北地区民生委員	010-0967 秋田市高陽幸町 2-13	863-7537		
	木元 眞	前市民憲章会長	010-0966 秋田市高陽青柳町 15-40	823-3779		
	長谷川 淳司	旭北地区町内会連合会	010-0921 秋田市大町一丁目 4-12	862-2097		
第三者委員	那波 紘一	旭北地区社会福祉協議会	010-0921 秋田市大町三丁目 2-15	862-2311		
	長谷川 肇	旭北地区体育協会	010-0921 秋田市大町三丁目 5-21	823-4022		
	木山 百合子	利用者家族代表	010-0966 秋田市高陽青柳町 1-33	863-7227		
	中嶋 裕一	民生委員	010-0921 秋田市大町二丁目	866-0818		

非常災害対策

当園は、非常災害に備え、次の取組を行います。

	・自動火災報知機 有・誘導 灯 有						
	・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有						
	・非常用電気 有 ・スプリンクラー 有						
防災設備の設置	・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理 有						
	・震災に備えての備蓄 各部屋に非常用持ち出しリュック(最低限必要と						
	考えられる避難用品一 式)、その他~ビスケット 100食、飲料水						
	500m ℓ 72本、携帯ラジオ等、毛布、粉ミルク、紙オムツ、など						
	タ周の担守に其づき 毎日 降難制徳、光ル制徳を宇佐します また						
	条例の規定に基づき、毎月、避難訓練・消火訓練を実施します。 また、						
避難・消火訓練	年に一度、消防署と連携した訓練を行います。						

虐待の防止

- ① 当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を 講じるものとします。
- ② 職員または養育者による、子どもへの虐待を発見した場合には、虐待防止等に関する法律の定めに従い、秋田市・児童相談所などの適切な機関に通報します。

守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、 法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録) を法令に 基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する 記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことが あります。

ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき 保育の提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を 行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

- ア お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、延長料の徴収など必要な範囲に限って使用します。
- イ 提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

当園におけるその他の留意事項

欠席する場合又は登	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前9時00分			
園時間が遅れる場合	までにご連絡ください。			
投薬について	やむを得ない場合には、投薬を行います。投薬に際しての決まりは、以下の通りです。 ①登園時に依頼書を記入し、保育士に口頭で伝えて下さい。お薬情報の用紙を一緒にお持ち下さい。処方日等、確認させていただきます。 ②市販薬の投薬はしておりません。 ③病院で処方されていたとしても解熱だけが目的の座薬や頓服の投与はしておりません。 (痙攣を起こす可能性のあるお子様については、ご相談下さい。) ④薬は1回分のみの預かりです。飲み薬についても1回分のみを容器に入れてお持ち下さい。 ⑤塗り薬が必要な場合は、都度ご自宅よりお持ち下さい。(園に置き薬は出来ません)			
	健康面に異常のない赤ちゃんが、寝ている間に原因不明で命を亡くす			
乳幼児突然死症候群	病気です。厚生労働省の調べでも原因は、まだ不明との見解ですが、			
(SIDS) ついて	睡眠中の確認を定時に行い、保護者の皆様と一緒に対応を心がけます。			
喫煙について	当園の敷地内はすべて禁煙です。			
駐車場について	施設裏・ローソン裏の駐車場をご利用下さい。園の出入り口付近・施設脇の路上駐車はご遠慮下さい。			
宗教活動・政治活動	利用者の思想信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治			
営利活動	活動及び営利活動はご遠慮ください。			
不正受給について	次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った市町村へ届出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行います。 (1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。 (2) 就労状況等の変化により保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要であるとき。 (3) その他世帯の状況の変化により支給認定の変更認定が必要であるとき。			

出席停止期間の基準

	疾患名	潜伏期間	感染可能期間	主要症状	出席停止期間の基準	登職許可書	催考
第1種			有米出血熱、ベスト、マールブルタ ウイルスによるものに限る)、鳥イ		感染源となりうる間は原則入院、治癒するまでは出席停止	要	
	インフルエンザ	1~2日	発症後約3日は感染力が強い	発熱、全身倦怠、関節痛、筋肉痛、咽 頭痛、咳、鼻汁	発症後(症状が出て)5日、かつ解熱後3日を経過するまで	要	
	百日咳	6~15 ∄	発症後約3週間(治療で短縮)	最初風邪のような咳、その後発作性 の咳込みを反復	特有の咳が消失するまで、または5日間の抗菌剤による治療 終了まで	要	
	麻 疹 (はしか)	10~12 ∄	症状(発熱、咳)が出現する1日前 から発疹出現後4~5日	最初 2~3 日かぜ症状、発熱。その 後さらに高熱、発疹が広がる	解熱後3日を経過するまで	要	(医師により保健所への届出が 必要)
#	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	2~3 週間	発症数日前~症状消退まで	耳下腺、颗下腺、舌下腺腫脹、発熱	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が出て5日を経過し、か つ全身状態が良好になるまで	要	
2	風 疹 (三日はしか)	2~3 週間	発疹出現数目前~後 5~7 目	発熱と同時に発疹、リンパ節腫脹	発疹が消失するまで	要	(医師により保健所への届出が 必要)
•	水 痘 (水ぽうそう)	11~20日 (多くは14~16日)	木疱出現前1日~後6日	腹部、背中から全身に広がる丘疹が 木疱、痂皮へと変化する	すべての発疹が痂皮化するまで	要	
	咽頭結膜熱 (プール熱) (アデノウイルス感染症)	5~7 ₽	発症数日前~後約5日	発熱、咽頭痛、眼球充血、眼脂	主要症状が消退した後2日を経過するまで	要	
	結 核	1ヵ月~数年		咳、発熱、全身倦怠	感染のおそれがなくなるまで	要	(医師により保健所への届出が 必要)
	髄膜炎菌性髄膜炎	2~4 月		高熱、吐き気、項部硬直(首が硬い)、 精神症状	感染のおそれがなくなるまで	要	(医師により保健所への届出が 必要)
	コレラ、細菌性赤痢、腸	チフス、パラチフス			医師が感染のおそれがないと認めるまで	要	
	腸管出血性大腸菌感染症	2~14日	多くは数日内	木様性下痢、血便、腹痛、発熱	主な症状が消失し医師が登園可能と認めるまで	要	(ベロ毒素陽性者は医師により 保健所への届出が必要)
	流行性角結膜炎	1~2週間	発症後約2週間	眼球充血、眼瞼腫脹、眼脂	医師が感染のおそれがないと認めるまで	要	
	急性出血性結膜炎	1~2 ∄	発症後約1週間	流淚、眼球充血、眼驗腫脹	医師が感染のおそれがないと認めるまで	要	
	溶連菌感染症	2~4 ⊞	咽頭に溶連菌が存在する間	発熱、咽頭痛、苺舌、全身の発疹	抗生物質治療開始後24時間を経て全身状態がよければ登園 可能 長くても初診日と翌日を出席停止にすればよい	要	
第 8	ウイルス性肝炎(A·B·C型)	A型2~6週 BC型1~6ヵ月	A型 発症後 1~2 カ月 B C型 不定(キャリア化あり)	発熱、全身倦怠感、悪心、嘔吐、右季 肋部痛、黄疸	A型肝炎は肝機能が正常化すれば登園可能 B、C型肝炎の 無症状病原体保有者(キャリア)は登園可能	要	
*	感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)	1~数日	原因ウイルス、細菌による	嘔吐、下痢、腹痛、発熱	主な症状が消失し、全身状態のよい者は登園可能	要	
	ヘルパンギーナ	2~4 日	発症前日~数日が感染力が強い (ウイルス排泄は 2~4 週間)	発熱、咽頭痛、咽頭に水疱	主な症状が消失し、全身状態のよい者は登園可能	要	
	マイコプラズマ感染症	2~3 週間	2週間前後	順固で長期にわたる咳、発熱	症状が改善し、全身状態のよい者は登園可能	不要	許可書は不要だが、医師の診察 を受け許可を得ること
	伝染性紅斑 (りんご病)	10~20 ∄	感染後1週間~10日(紅斑出現時 にはほとんど感染しない)	かぜ症状の約1週間後、両類の紅斑。 四肢、体幹にも広がることあり	紅斑出現時は元気がよければ登園可能	不要	許可書は不要だが、医師の診察 を受け許可を得ること
	手足口病	3~5 ∄	急性期 (ウイルス排泄は 2~4 週間)	手足口に丘疹、水疱、口内疹、口内 痛	食事ができて元気がよければ登園可能	要	
	頭しらみ		成虫がいるとき	頭髪に虫卵が付着、頭のかゆみ	駆除に努めながら登園可能	要	医師の診察を受け、1回は駆除 を受けること
	水 い ぼ(伝染性軟属腫)	2週間~6ヵ月		栗粒大から小豆大の小さいいぼ	合併症がなければ登園可能	不要	化膿したりかゆみが強いとき は治療を受けること
	伝染性膿痂疹 (とびひ)	2~10 ∄	水疱、ぴらん面がある間	皮膚に水疱ができ、破れてびらん面 をつくる	感染のおそれがないと認めるまで (確実にガーゼで覆い接触感染を防ぐこと)	要	広範囲の時は登園不可
	突発性発疹症			発熱が2~4日続き、解熱後に発疹	解熱後元気であれば登園可能	不要	

*いずれの疾患も、出席停止解除は医師の判断が必要。

インフルエンザの出停期間の数え方



保育園での園児どうしのひっかき、かみつき等について

かみつきやひっかきの原因として、1~2歳くらいになって、周りのお友だちと触れ合うことが増えてくると、周囲とのトラブルが増えてきます。子どもは1歳半を過ぎた頃から明確な自我が芽生えてくると言われています。「自分が・・」や「自分のおもちゃ・・」という自己主張が出てくる時期なのですが、言葉にはまだまだ、未熟な時期、言葉の代わりにからだで表現しているのが、かみつきやひっかきであると考えられます。少しずつ、言葉が増えて、上手にコミュニケーションがとることができるようになると、自然になくなっていくと言われております。

保育園としても、かんだり、ひっかいたりするのはいけないこと、かまれた子は痛い思いをしているのだから謝らなければならないこと等をきちんと教えています。例えば、おもちゃの取り合いでかみついてしまったのであれば、おもちゃが欲しい時には「欲しい」とか「貸して」って言うのよ、おもちゃをとられたくなかったら「とらないで」って言ってごらん、と言うように対応しております。これは、一度教えて次からすぐできるものではないので、何度も繰り返し教えながら見守っています。

しかしながら、保育士が少し目を離した時を見計らうように、子どもたちはひっかきやかみつきを行います。また、時には、理由もなく目の前にある手をかみついたりすることもあります。

もし、これを完全に防ごうとしますと、お友だちとの交流を抑えたり、自由に動き回りたい子どもを制限したりしなければなりません。子どもは、元気に走り回って、ぶつかる、ぶつかると痛いという実体験を通して成長します。このような体験が少ない子どもが大きくなっていく方がむしろ、恐いとさえ言われています。このことについては、組合病院のドクターや定期的に研修いただいている県の幼保推進課の指導員も同様の見解でありました。

保育園では、今後も引き続き、なぜ、かみついたり、ひっかくのか、その原因について、子どもの目線に立って、できるだけ未然に防げるように努力して参ります。しかし、防ぎきれない場合もあることを、何卒ご理解ください。また、「けが」があった場合、お迎えの際に必ず保護者様にお伝えしておりますが、衣服により隠れて気づけない場合もあることを何卒ご承知ください。

子育ては、各ご家庭と保育園の共同の大事業であります。保護者の皆さまのご理解と ご協力をいただきながら子供の安全を第一に考え、どのお子さんも我が子の気持ちで保 育にあたりますので、今後ともご指導とご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。